

# 前橋市都市計画マスタープランの改定について

## 1. 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市が定める「都市計画」の最も基本的な考え方となる計画です。

本計画では、「多様な都市機能の備わったにぎわいのある市街地環境づくり」、「豊かな自然と地域特性を活かした潤いと安らぎのある居住環境づくり」を都市づくりの理念とし、この理念に基づき土地利用など広い視野から見た「全体構想」及び地域ごとの将来像や土地利用など生活に身近な視点から見た「地域別構想」を大きな柱として構成しています。

## 3. 告示・公表の状況

令和8年3月31日 告示・公表  
群馬県知事に通知  
本市ホームページに掲載

令和8年4月1日 広報まえばし4月1日号に掲載

## 2. 主な改定点

都市づくりに関わる施策・事業の進捗による以下の時点修正を実施しました。

### (1) 前橋勢多都市計画区域の統合・拡大

令和2年9月1日に富士見都市計画区域を前橋勢多都市計画区域に統合・拡大したことより、現在、前橋都市計画区域及び前橋勢多都市計画区域の2つの土地利用規制となっておりますので、今回の改定で時点修正しております。

### (2) 前橋クリエイティブシティ構想

JR前橋駅から県庁までの都市計画道路において「前橋クリエイティブシティ構想」に伴い、ウォークラブルな道路空間の利活用による一体的なまちづくりなどについて記載しました。

### (3) 大前田・樋越産業団地

大前田・樋越産業団地の予定地を工業ゾーンとして位置づけました。また、昨年12月に市街化区域に編入した亀里・力丸・西片貝の各地区についても、時点修正しております。